

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年3月31日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2012

課題番号：22320161

研究課題名（和文）古墳時代における2王並立の考古学的研究

研究課題名（英文）Archaeological study of 2 king coexistence in the period of ancient burial mounds

研究代表者

岸本 直文 (KISHIMOTO NAOFUMI)

大阪市立大学・大学院文学研究科・准教授

研究者番号：80234219

## 研究成果の概要（和文）

古墳時代の王権構造が、神聖王と執政王という二つの王位が並び立つ体制であったとする仮説を、倭国王墓の2系列の存在や、各地の地域首長墓のあり方から、十分な蓋然性をもつことを明らかにした。

## 研究成果の概要（和文）

It could be shown clearly that the sovereignty structure in the period of ancient burial mounds has sufficient probability for the hypothesis it is supposed that it was the organization with which the two thrones called a sacred king and an administration king are located in a line up from the state of existence of two series of the Japan king grave, and the local head grave of every place.

## 交付決定額

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	4,900,000	1,470,000	6,370,000
2011年度	3,000,000	900,000	3,900,000
2012年度	2,000,000	600,000	2,600,000
総計	9,900,000	2,970,000	12,870,000

研究分野：考古学

科研費の分科・細目：史学・考古学

キーワード：前方後円墳・倭国王・2王並立・相似墳・年代論

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は倭国王墓である巨大前方後円墳の形態を研究してきた。大枠は1992年に「前方後円墳の系列と変遷」として発表した。この段階から5世紀における2系列の併存を提示していたが、「王墓築造の技術者の相違ひいては造墓集団をかかえる権力主体の相違」ではないかとの解釈にとどまっていた。2王並立の着想は次の3点にもとづく。

①平成13年度～平成16年度の科学研究費（基盤B）[前方後円墳の築造規格からみた古

墳時代の政治的変動の研究]において、古墳時代の前方後円墳共有システムを明らかにしたが、この基盤研究においてオオヤマト古墳群の桜井茶臼山古墳（3世紀後半）とメスリ山古墳（4世紀初頭）の測量調査を実施し、両者とも相似墳が存在するので王墓の要件をもつと考えるようになった。

②宮内庁により2004年に佐紀古墳群の五社神古墳が発掘調査され、時期の下降が判明した。これにより、佐紀では陵山古墳が最古となり、これがオオヤマトの茶臼山―メスリ

山一洪谷向山に後続すると考えるに至った。陵山は5世紀の副系列につながるの、副系列が3世紀後半の桜井茶白山にさかのぼることになり、王墓の2系列は古墳時代前期以来のものと考えられる。

③文献史において、祭祀と政治の分掌、いわゆる「ヒメヒコ制」が早くから主張されてきたが、考古学においても、奈良県島の山古墳の発掘調査を承けて、前期の複数埋葬における副葬品目の相違から、性格の異なる首長の分掌が指摘されるに至っている。

以上のことが結びつき、2008年に王墓の2系列が権能の異なる2王を反映したものと着想をえた(拙稿「前方後円墳2系列と王権構造」)。主たる根拠は、三角縁神獣鏡研究の進展により、主系列墳である箸墓・西殿塚の被葬者が卑弥呼および台与に比定でき、一方の副系列墳である茶白山・メスリ山が多量の武器をもつ男の将軍的存在であり、両者に性格差があること、そして3世紀後半の西殿塚と茶白山、5世紀前葉の仲津山と上石津ニサンザイなど、同時期と考えざるをえない事例があることである。

## 2. 研究の目的

文献による聖俗二重王権論は、男女一対を想定する場合がほとんどで、執政男王ごとに祭祀面での女性による分掌というもので、一系の男王とみることと変わりない。研究代表者の2王並立は、神聖王位も崇神以降に男王となり、それぞれが別個に継承される2王の並立であること、神聖王も国家的祭祀を担いつつ政治権力化し二王統といえるものに近づくことなど、端的にいえば「古墳時代に王は2人いる」ということになる。これは、これまで考えられたことのない独創的な見解である。そして、荒唐無稽なものでなく、一定の考古学的根拠にもとづいており、これにより諸事象が説明しうると考えている。

本研究は、この見方が成り立ちうることを示し、今後の古墳時代研究において、興味深い着想というだけでなく、文献史学・考古学双方で取り上げられ検討される学説とするために、さらに論拠を固め肉付けしていく基盤形成をめざすものである。

主たる研究材料は、王墓を頂点とする前方後円墳であり、陵墓図のデジタル化や、重要な前方後円墳の測量調査という資料整備を進め、こうした考古学的研究を基礎とし、最終的には記紀の王等譜や記述と結びつけた古墳時代史像を描くことを目標とする。

## 3. 研究の方法

### (1) 倭国王墓の2系列併存の確定

まず考古学的に両系列を確定することが課題である。このため、陵墓を対象に、それぞれの設計を明らかにし王墓の系列関係を確定する。そのために、これまでの平面図の比較

から、陵墓図をデジタル化し立体化して墳丘構造を比較する。王墓を立体化する資料整備は、本研究のみならず、今後の前方後円墳研究の基礎資料となる。そして王墓について、材料は限られているが、一部判明している副葬品などから、両系列の性格差を追究する。

次に、倭国王が2人あり、それぞれが権力主体である場合、地域首長にとってどちらに与するかは重要な問題である。古墳時代には、両系列が各地の首長と政治的関係を結んだ権力体系が対抗していたと考えている。相似墳の事例を集め、両系列の相似墳の出現状況を確認することで、地域の首長墓のあり方から倭王権の権力主体の併存を追究する。

### (2) 王墓の被葬者の特定

既に、誉田御廟山=反正(437年没)=倭王珍、大仙=允恭(454年没)=倭王済との見解を示したが、これは允恭が「日継」とされ神聖王の系譜と考えられることから、2王並立の視点から候補が絞られるからである。5世紀の倭国王墓の被葬者については、文献による倭国王の在位年代の推定、他方、考古学による王墓の年代観の確立が条件となり、これに2王並立の視点により特定が可能と考える。このため、文献史の成果を学びつつ、古墳時代中期の相対編年を改めて組み上げ、年輪年代を参考にしつつ、考古学的には馬具や陶質土器などによる東アジアでの比較検討が必要となる。王墓の被葬者を特定できれば、王墓の規模や相似墳にみる影響力と、記紀の記述をあわせて考えることが可能となる。古墳時代像がより豊かな具体性を帯びたものになるに違いない。

### (3) 2王並立と古墳時代の政治史の解明

2王並立の新たな観点にもとづき、古墳時代前期のオオヤマトから佐紀へ、また佐紀から古市・百舌鳥へ、政権が交代していくことの説明、また雄略没後の反動から継体の擁立に至る政治過程など、古墳時代の政治史研究を深めることができると考えている。卑弥呼没後、2王並立に出発したことが倭王権の特質であり、これが政治的不安定の要因となったこと、それが最終的に継体新政権で一本化していくことなど、倭の王権構造の特質と転換を明らかにしたい。

## 4. 研究成果

(1) まず、前提としての古墳の編年と暦年代について整理した(学会発表⑦・図書⑤)。

(2) 前方後円墳をはじめとする古墳が生前造墓であることは、倭国王と地域首長の政治的関係を表す前方後円墳の本質的機能であるが、大仙古墳などの巨大な王陵から漠然と推測されているものの、考古学的証拠がわずかなため前提となっていない。これについては意識的に根拠を集めて論じる必要があるが、古墳時代後期の横穴式石室の問題から一定の



整理を行った（雑誌論文③）。

(3) 陵墓図のデジタルトレースは、25基について完了した。それについて個々に墳丘復元を進めているところである（図1）。

墳丘復元を行ったものについてはキャドデータに変換し、高さを与え3Dデータに加工し（図2上）、墳丘の観察を容易にした。またそのデータに基づく3Dプリンタによる模型の製作も試みた（図2中）。これにより、倭国王墓とその相似墳とを、立体的に比較することができるようになった（図2下）。

これらのデータについては、いずれ公開し、前方後円墳研究者に開放する。

(4) 主系列墳（神聖王墓）と副系列墳（執政王墓）の各地の首長墓での現れ方を検討した。



図1 大仙古墳（現仁徳陵）の復元

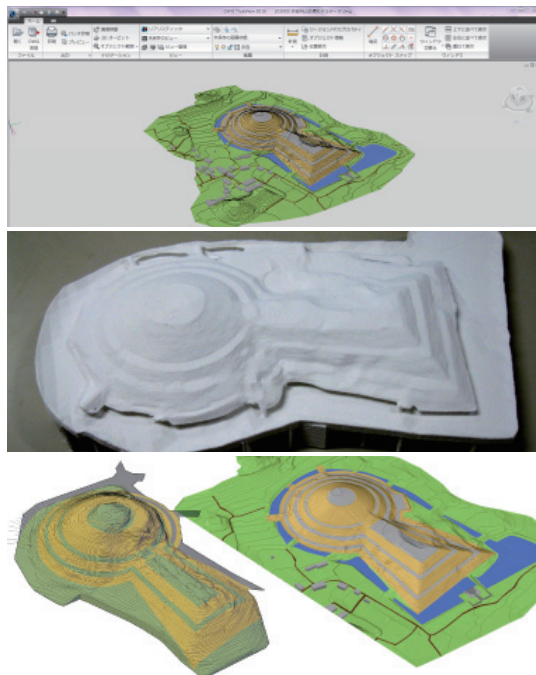


図2 渋谷向山古墳（現景行陵）の3D

例えば5世紀においては、河内政権内部の主導権が交替するが、それに対応して、基本的には、副系列優位から主系列優位に転換する。しかし地域において、中期前半の副系列墳のあと、別系譜が主系列墳を築造するといった単純な交替でなく、必ずしも別系譜が起用されず断絶するところも多い。

また、畿内の王族層や中央豪族層、さらに地域の最有力層では、倭王権と同様に別墓を造営しているのではないかと思われる。

例えば吉備の場合、造山古墳と作山古墳は時期差があり連続する首長として理解されているが、首長2人が並存し死没時期に差が生まれただけの可能性がある（作山古墳は仲津山古墳の相似墳とみられ、モデルとしては、上石津ミサンザイ型の造山古墳と並存する。もし、造山古墳の後継者が、神聖王の系列に与して優位に立ち次の首長墓を築いたなら、大仙型的前方後円墳になると考えられるからである）。また、宮崎県西都原古墳群の場合も、男狭穂塚古墳が帆立貝形古墳であるが、仲津山型である女狭穂塚古墳との関係は、こうした組み合わせの事例になりうる。さらに佐紀東群においても、両者が並存するあり方を示す。

したがって、地域首長の多くの場合は、同一墳丘内に、祭祀を司る首長と統治を担う首長が埋葬されるが、最有力層においては、王権と同様に、両権能をもつ王族や首長が、墳墓を別に造営している可能性が導かれる。

(5) 河内政権末期まで2系列は並存するが、継体朝に1本化されたことを明らかにした（学会発表③）。河内の神聖王仁賢の在位中に継体がかつぎだされるが、それは不在となっていた執政王として擁立され、仁賢没後には継体1人に1本化される。また正妃墓の造営も始まるとみられる（雑誌論文③）。なお、倭国王位は統合されるが、継体朝に導入される大兄の地位は王族執政者と考えられ、2王並立の形を変えた存続ともいえる。

(6) 以上の検討をふまえ、倭国王墓の系列と変遷をほぼ整理することができた（図3）。

(7) 研究代表者の2王並立論について、正面からの反論として白石太一郎によるものがあるが、これをのぞき賛否を表明するものはまだない。白石の反論は、倭国王が2人であるとするれば、一定期間の神聖王と執政王それぞれ的人数は半減するので、在位期間が長くなるというものである。しかし5世紀でいえば、応神・仁徳・履中・反正・允恭・安康・雄略・清寧・顕宗・仁賢・武烈で、120年で11代とすれば約11年、半分の5.5代とすれば約18年である。1本化した6世紀以降での倭国王では、継体・安閑・宣化・欽明・敏達・用明・崇峻・推古・舒明・皇極（斉明）・孝徳・天智・天武までで、約180年で13代

であり約14年となる。安閑・宣化・用明・崇峻などの在位がきわめて短い4代を含むので、1代約18年という数字はそう長くはなく、世代交代として自然な範囲である。むしろ1代約11年が短いのではないか。

いずれ倭国の王権論として、2王並立論への言及せざるを得ず、さまざまな見解も現れてくると予想している。

(8) 倭国王墓をめぐる研究期間中のその他の検討にふれておく。まず、こうした2王並立は、弥生時代以来の首長権のキョウダイ分掌の延長にあるが、男王であろうヤマト国王墓の纏向型前方後円墳に対し、倭国成立にともない、神聖王としての倭国王推戴により成立したと考えられる(掲載決定済み論文)。個別の倭国王墓の具体的検討として、佐紀陵山

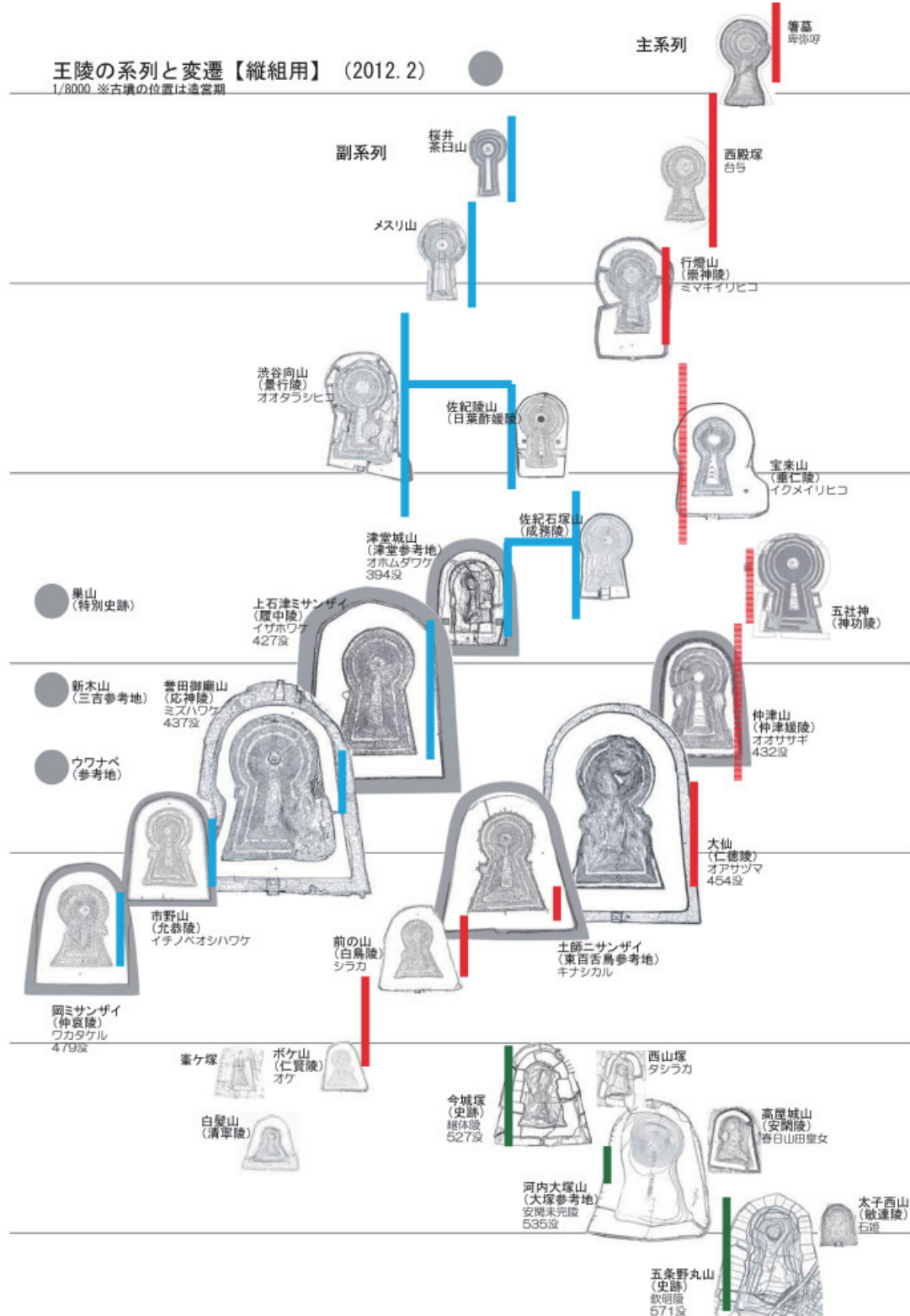


図3 倭国王墓の系列と変遷



古墳について基礎的な分析を行い(図書③)、五社神古墳の相似墳を研究した(学会発表⑤)。また、330 mの巨大前方後円墳でありながら未完成と考えられる河内大塚山古墳が、安閑未完陵であり、安閑殺害の政変を想定できることを論じた(雑誌論文②)。

(9) 倭国王墓の被葬者論については図3に掲げるとおりである。神聖王墓と執政王墓があることで、被葬者の絞り込みが可能となり、歴史的解釈も進む。

例えば、誉田御廟山に後続する副系列墳は市野山古墳で、大仙の被葬者である允恭と並存する執政王墓であるが、その被葬者として該当するのはイチノベオシハワケしか考えられない。そのイチノベを神聖王(允恭)系の雄略が惨殺するが、雄略陵は副系列墳(執政王墓)である岡ミサンザイ古墳である蓋然性が高い。したがって、雄略のイチノベ排除は、允恭系が本来の神聖王位だけでなく、執政王位をも奪ったものと理解できる(学会発表③)。

(10) またオオヤマト古墳群に替わる佐紀古墳群の最初の王墓が執政王墓の佐紀陵山古墳で、佐紀古墳群に替わる古市・百舌鳥古墳群の最初の王墓が、やはり執政王墓の津堂城山古墳であることは重要である。

倭国王としての神聖王とは別に、実際に統治を担う執政王が、新しく出現する倭国王墓群の最初に造墓しており、このことは倭王権の本拠の移動が、執政王ないし同等の権力を担う政権主導者が拠点を移動させたものと理解すべきであり、実質的な政権交替劇が生じていると考えられるだろう。

(11) なお、倭国王墓とは別に、第3の系列ともいえるものも見いだすことができた。古墳時代には2王とは別に、倭国王墓の規範にしたがわない独自の造墓を行う権力主体がほかに存在したといえる。ただし、第3の系列は独自の造墓を行っても、地域首長との関係を示す相似墳は顕著でなく、第3の権力主体として評価すべきであるとともに、やはり影響力は大きくないといえる。

今後、第3の系列についての検討し、地域首長との結びつきを解明する必要がある。

(12) 以上のように、倭国王墓に2系列があることを最大の考古学的根拠とし、これが前代以来の分掌的な権力構成をとる倭国の伝統上にあること、そしてオオヤマト段階に確認できる2系列の倭国王墓の性格差、5世紀代の同時期の並存関係の組み合わせが存在することにより、倭王権が政祭分権王制であったという仮説は、一定の根拠にもとづく十分蓋然性ある仮説であることを明確にしえた。

古墳時代の倭国王が1人との見方は、7世紀後葉の『古事記』や『日本書紀』で整序さ

れた王統譜を受け入れ、また王は1人であろうとみる常識的な理解に根ざす。しかし、権能の異なる王が並び立つあり方は、中国戦国時代や、古墳時代に平行する新羅などで認められる。倭王権が3世紀はじめに成立した最初から、1人の王に権力を体現した体制が確立されていたと思えば、各地の諸勢力と結びつく中央権力が多極的な構造であったとみななければならないのである。

なお、継体朝に2王並立が解消されるが、既にふれたように、王族執政者としての大兄が設けられたと考えている。これ以降、大兄の地位をめぐる政争が展開することも見逃せない。倭国王位をめぐる争いは、安閑や崇峻の殺害など6世紀まで認められるが、6世紀末以降になると、彦人大兄の政治的失脚、7世紀に入ってから山背大兄皇子・古人大兄皇子の排除、中大兄皇子の即位しないでの執政など、倭国王位は安定するが、大兄の地位すなわち実質的な執政者の地位をめぐる争いが続く。これもまた、2王並立という倭王権の特質が、時代が下っても形をかえながら存続していくことを示している。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ①岸本直文、佐紀王墓の墳丘、考古学ジャーナル、査読無、2012、10 - 14
- ②岸本直文、河内大塚山古墳の基礎的検討、ヒストリア、査読無、第228号、2011、2 - 26
- ③岸本直文、横穴式石室の型式は被葬者の活躍期を示す、考古学研究、査読有、第58巻第1号、2011、78 - 89

[学会発表] (計7件)

- ①岸本直文、巨大古墳からみたヤマト王権の実像、泉大津市制施行70周年記念シンポジウム《巨大古墳からみた大和王権》、2013年2月24日、泉大津市
- ②岸本直文、古市・百舌鳥古墳群の倭国王墓と河内政権、シンポジウム《陵墓古墳を考える》、2012年12月8日、松原市
- ③岸本直文、古市・百舌鳥古墳群の終焉と継体擁立、古代史フォーラム2012《百舌鳥・古市古墳群》、2012年2月26日、羽曳野市
- ④岸本直文、河内大塚山古墳の概要、大阪歴史学会現地見学検討会《河内大塚山古墳と辛亥の変》、2011年4月17日、松原市
- ⑤岸本直文、五社神型の前前方後円墳、考古学研究会岡山例会、2011年1月8日、岡山市
- ⑥岸本直文、大阪市大の測量調査や3次元計測の実践例、GIS研究会、2010年11月19日、奈良市
- ⑦岸本直文、古墳時代の暦年代、国立歴史民

俗博物館基幹研究「農耕社会の成立と展開  
—弥生時代像の再構築—」第7回研究会、  
2010年7月25日、佐倉市

〔図書〕（計9件）

- ①岸本直文, 他、大阪市立大学日本史研究室、  
松岳山古墳の測量調査、2013、16
- ②岸本直文, 他、ぎょうせい、和泉市の歴史  
6テーマ叙述編Ⅰ 和泉市の考古・古代・  
中世、2013
- ③岸本直文, 他、新泉社、「陵墓」を考える  
陵墓公開運動の30年、2012、34 - 60
- ④岸本直文, 他、青木書店、講座 日本の考  
古学8古墳時代下、2012、405 - 429
- ⑤岸本直文, 他、同成社、古墳時代の考古学  
Ⅰ古墳時代史の枠組み、2011、34-44
- ⑥岸本直文, 他、ぎょうせい、和泉市の歴史  
3池田谷の歴史と開発、2011、29 - 51
- ⑦岸本直文, 他、学生社、邪馬台国時代の阿  
波・讃岐・播磨と大和、2011、151 - 182
- ⑧岸本直文, 他、吉川弘文館、史跡で読む日  
本の歴史2古墳の時代、2010、1 - 78
- ⑨岸本直文, 他、大阪市立大学日本史研究  
室、大阪府柏原市玉手山3号墳の発掘調査  
概報、2010、16

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岸本 直文 (KISHIMOTO NAOFUMI)  
大阪市立大学・大学院文学研究科・准教授  
研究者番号：80234219

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし